

「県有庁舎等維持管理における委託契約指針」

(最終改正令和4年4月1日)

1 趣旨

地方公共団体における調達については、法令に基づき、透明化された条件のもとで、公平、公正な競争を行い、品質を確保し、適正な価格帯の中でより低廉な価格を求める競争入札が原則であり、県有庁舎等の維持管理業務委託についても、この趣旨に基づき行われるものである。

本指針は、県の全ての庁舎の維持管理業務委託の発注において、より一層の競争性、透明性、公平性の確保及び業務委託の円滑な推進を図るため、維持管理業務委託の発注における基本的事項を定めたものである。

2 指針による事業効果

- ①等級格付区分発注による**業者選定の透明化**及び**業者の自助努力の促進**
- ②業者選定基準の統一による**業者選定の透明化**
- ③積算方法の適正化による**予定価格の適正な算出**
- ④最低制限価格の設定による**ダンピング防止**及び**品質の確保**
- ⑤長期継続契約の締結による**経費削減**及び**品質の確保**
- ⑥一般競争入札（総合評価落札方式）の導入による**透明性の確保**及び**品質の確保**

3 指針の内容

項目	対象業務	取扱要領
等級格付区分発注	清掃業務 設備運転管理業務 警備業務（常駐） 消防設備保守業務	<p>(1) 業者選定の透明化及び業者の自助努力の促進のため、A、B、Cの3等級又は、A、Bの2等級に区分して格付された者のうち、設計金額に対応する等級格付業者を選定するものとする。</p> <p>【参考】等級格付業者 「県有庁舎等維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格者名簿」に登載された者のうち、等級格付審査申請を行った者を「県有庁舎等の維持管理業務委託契約に係る等級格付基準」に基づき、3又は2等級に格付する。</p> <p>(2) 等級格付区分発注は、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約において委託業者を公正かつ適切に選定するために適用するものとする。</p> <p>(3) 設計金額に対応する等級格付業者のみでは競争性が確保できない場合又は品質が確保されないおそれがある場合は、直近上位の等級格付業者を選定できるものとする。</p>

項目	対象業務	取扱要領
業者選定基準の統一	清掃業務	<p>一般競争入札（価格競争）及び指名競争入札における選定業者は、次のすべての条件を満たす者とする。</p> <p>①「清掃」を主たる業務として営んでいる者 ②徳島県内に本店を有する者 ③設計金額に対応する等級格付された者 ④清掃作業監督者の資格を有する従業員を雇用している者</p> <p>ただし、当分の間、①から④の条件に関わらず、次の者も対象とする。</p> <p>・発注庁舎において、業務委託年度の前年度に契約履行している者</p>
	警備業務（常駐）	<p>一般競争入札（価格競争）及び指名競争入札における選定業者は、次のすべての条件を満たす者とする。</p> <p>①「警備」を主たる業務として営んでいる者 ②徳島県内に本店を有する者 ③設計金額に対応する等級格付された者</p> <p>ただし、当分の間、①から③の条件に関わらず、次の者も対象とする。</p> <p>・発注庁舎において、業務委託年度の前年度に契約履行している者</p>
	設備運転管理業務	<p>一般競争入札（価格競争）及び指名競争入札における選定業者は、次のすべての条件を満たす者とする。</p> <p>①「設備管理」を主たる業務として営んでいる者 ②徳島県内に本店を有する者 ③設計金額に対応する等級格付された者</p> <p>ただし、当分の間、①から③の条件に関わらず、次の者も対象とする。</p> <p>・発注庁舎において、業務委託年度の前年度に契約履行している者</p>

項 目	対 象 業 務	取 扱 要 領
業 者 選 定 基 準 の 統 一	消防設備保守業務	<p>一般競争入札（価格競争）及び指名競争入札における選定業者は、次のすべての条件を満たす者とする。</p> <p>①「消防設備点検」を主たる業務として営んでいる者 ②徳島県内に本店を有する者 ③設計金額に対応する等級格付された者 ④消防設備士又は消防設備点検資格者の資格を有する従業員を雇用している者 ⑤電気工事士又は電気主任技術者の資格を有する従業員を雇用している者</p> <p>ただし、当分の間、①から⑤の条件に関わらず、次の者も対象とする。</p> <p>・発注庁舎において、業務委託年度の前年度に契約履行している者</p>
	植栽管理業務	<p>一般競争入札（価格競争）及び指名競争入札における選定業者は、次のすべての条件を満たす者とする。</p> <p>①「造園」を主たる業務として営んでいる者 ②徳島県内に本店を有する者</p> <p>ただし、当分の間、①から②の条件に関わらず、次の者も対象とする。</p> <p>・発注庁舎において、業務委託年度の前年度に契約履行している者</p>
積 算 方 法 の 適 正 化	「建築保全業務積算基準」記載業務 【具体例】 清掃業務 設備運転管理業務 エレベーター保守業務 消防設備保守業務 空調設備保守業務 自動扉保守業務	<p>適正な予定価格を設定するため、原則、国土交通省監修の「建築保全業務積算基準」に基づき積算することとする。</p> <p>【参考】建築保全業務積算基準 国土交通省が監修し、（一財）建築保全センターが発行しており、官公庁の建築物に係る保全業務全般について積算基準を定めている。（5年毎に改訂されている）</p>
	その他業務 【具体例】 警備業務（常駐） 機械警備業務 廃棄物処理業務 植栽管理業務	<p>「建築保全業務積算基準」に積算方法が記載されていない業務については、複数業者から見積りを徴収の上、その妥当性を確認し、当該見積りを活用することで適正な予定価格を設定することとする。</p>

項目	対象業務	取扱要領
最低制限価格の設定	清掃業務 警備業務（常駐） 設備運転管理業務	<p>業務委託契約における過度な低価格入札を防止し、適正な価格競争による業務の適性な履行及び受託業者の労働者の労働条件確保のため、設計金額100万円（税込）以上の業務については、原則、最低制限価格を設定することとする。</p> <p>なお、最低制限価格の設定にあたっては、「建築保全業務積算基準」等に基づく適正な積算により、適正な予定価格を設定した上で県有庁舎等維持管理業務委託契約に係る最低制限価格制度取扱い要領に基づき行うこととする。</p>
長期継続契約の締結	「徳島県長期継続契約に関する条例」に定められた長期継続契約を締結することができる業務	<p>長期継続契約による経費削減効果について十分な検証を行い、その効果が見込まれる場合は、原則、長期継続契約を締結するものとする。</p> <p>また、契約方法については、原則、競争入札によるものとし、やむを得ず随意契約による場合は、随意契約理由及び業者選定理由等を明確に整理し、特に入念な検討を行うこととする。</p>
一般競争入札（総合評価落札方式）の導入	清掃業務 警備業務（常駐） 設備運転管理業務 消防設備保守業務	<p>指針に基づく発注と併行し、設計金額1500万円（税込）以上の業務での導入拡大を図る。</p>

4 業者選定委員会

(1) 業者選定委員会の設置

委託業務の発注所属においては、維持管理業務委託契約における委託業者を公正かつ適切に選定するため、所属長等で構成する業者選定委員会を設置することとする。

(2) 業者選定委員会による審査

委託業務の発注にあたっては、その仕様・業者選定・契約方法等について業者選定委員会における審査・承認の上、行うこととする。

5 その他

「県有庁舎等維持管理における委託契約指針」については、業者選定における透明性や公平性の確保及び業者の自助努力の促進等を今後もより一層図るため、品質確保に関する評価等の新たな取組についても検討を進めるなど、引き続き見直しを行うこととする。

附 則

- 1 この指針は、平成27年3月4日から施行する。(管第986号経営戦略部長通知)

附 則

- 1 この指針は、平成27年8月26日から施行する。

附 則

- 1 この指針は、平成30年1月4日から施行する。

附 則

- 1 この指針は、平成31年3月1日から施行し、平成32年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この指針は、令和4年4月1日から施行する。